

(総則)

- 第1条 派遣先（以下「甲」という。）と、派遣元（以下「乙」という。）は、乙の雇用する労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令を受けて甲の業務に従事させるにあたり、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(信義誠実の原則)

- 第2条 甲及び乙は信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し誠意をもって本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

- 第3条 乙は、甲の指示に基づき、乙の雇用する労働者を甲へ派遣し、甲の業務に従事させ、甲はその対価として乙に代金を支払うものとする。

(就業条件等)

- 第4条 甲と乙は、互いに労働者派遣法その他関係法規を遵守することを誓約し、乙の雇用する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）の安全、衛生の確保に努めなければならない。

(金銭、有価証券の取り扱い)

- 第5条 甲は、原則として派遣労働者に金銭、有価証券を取り扱わせないこととする。ただし、甲の責任においてなすことを妨げない。

(安全衛生)

- 第6条 甲及び乙は、派遣就業における派遣労働者の安全と健康を確保し、さらに進んで快適な就業環境の形成、保持に努めるものとする。

(施設の利用)

- 第7条 甲は、派遣された派遣労働者に対し、可能な範囲で、甲の施設の利用等の便宜供与に努めるものとする。

(派遣労働者の選定)

- 第8条 乙は、派遣契約に基づき派遣労働者を派遣するにあたっては、派遣業務の遂行に十分な技術、能力を有する者を選定しなければならない。

(派遣労働者の交代)

- 第9条 甲は、派遣された派遣労働者のうちで、派遣業務の遂行にあたり、甲の要求する資格条件による技術、能力を満たさない等著しく不適当と認められる者がある場合は、その理由を付して、乙に対し派遣労働者の交代を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項による交代要請がなされたときは、速やかに調査するものとし、当該交代要請が不当でないとして認められた場合には、遅延なく甲の要求する資格条件に合致する者と交代の上、派遣させなければならない。
- 3 乙は、前項による交代に当たっては、無償にて十分な引継ぎを行わせ、甲の承認を受けるものとする。

(二重派遣及び雇用の禁止)

- 第10条 乙は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を甲に再派遣してはならない。
- 2 甲は、乙から派遣を受けた派遣労働者を第三者に対して再派遣してはならない。
- 3 甲は、派遣契約期間中は、乙の派遣労働者を雇用してはならない。

(派遣料金)

- 第11条 甲は、派遣契約により定められた派遣の対価として、甲は乙に対し派遣料金を支払うものとする。
- 2 前項の派遣料金は、契約金額に毎月、1月ごとの派遣実働時間に乗じた額とし、これに消費税額及び地方消費税額を加えたものとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 4 経済変動、諸経費の変動等により派遣料金を改定する必要があるときは、甲・乙協議の上改定することができる。

(派遣料金の支払等)

- 第12条 乙は、月毎に派遣労働者勤務について甲に通知し、確認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知のあった日から10日以内に当該通知内容の確認のための検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の後に、当該検査に係る派遣料金を甲へ請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に請求金額を乙へ支払うものとする。
- 5 甲が、その責に帰すべき事由により第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(支払遅延)

- 第13条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、約定期間内に当該請求に係わる代金を乙に支払わない場合には、当該約定の支払時期到来の日の翌日から支払を了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24

年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率(以下「政府契約における利率」という。)を乗じて算出した額を遅延利息として乙へ支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部をあらかじめ甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密保持及び規律の遵守)

第15条 乙は、本契約の履行にあたり知り得た甲に関する全ての事項につき、本契約期間中、契約完了後の如何を問わずこれを漏洩又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、派遣労働者に対し第1項の趣旨を徹底させるとともに、甲の規律等を遵守させなければならない。

3 乙は、前項の規定に反する行為に対し責任を負うものとする。

4 甲は、派遣労働者に対し、乙を通じ甲に対する機密保持義務履行の誓約書の提出を求めることができる。

(苦情処理等)

第16条 甲は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、速やかにその内容を乙に通知し、乙との密接な連携の下に、迅速かつ適切な処理を図るものとする。

2 甲及び乙は、派遣契約及び派遣就業上派遣労働者に関して知り得た個人情報について、正当な理由なく他に漏洩してはならない。

3 甲は、派遣労働者に対し、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止等に配慮するものとする。

(甲の催告による解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がされないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 派遣開始日期日を過ぎても履行に着手しないとき。

二 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

一 この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

二 この契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

四 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条の3 第17条各号及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の4 乙は、第17条又は第17条の2の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を甲の指定するところにより甲に支払わなければならない。ただし、乙が自己の責に帰すべからざる理由により契約の解除を申し出たときで、その理由が正当であると甲が認め、契約が解除されたときは、甲は、乙に対し、乙が既に本契約履行に伴い支出した経費を支払うものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第17条の5 甲は、乙(乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員)が本件契約に関し、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為(以下「独占禁止法違反行為」という。)があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 排除措置命令又は課徴金の納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

五 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定した

ときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

六 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為があつた場合の違約金等)

第17条の6 乙は、本件契約に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対して違約金として、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当販売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、本契約に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する違約金のほか、甲に対して違約金(違約罰)として、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前3項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。

5 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に第1項及び第2項に規定する違約金の支払を請求することができる。この場合においては、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して当該違約金の額を甲に支払わなければならない。

6 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約における利率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第17条の7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき。

二 乙の役員等(各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(以下「暴排措置要綱」という。)第2条第8号に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

三 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

四 乙の役員等が、その属する法人等(暴排措置要綱第2条第7号に規定する法人等をいう。以下同じ。)若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴排措置要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)を利用しているとき。

五 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

六 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

七 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(甲の任意解除権)

第17条の8 甲は、この契約の履行が完了するまでの間は、第17条、第17条の2、第17条の5第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第17条の9 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限)

第17条の10 乙は、前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるときは、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第17条の11 甲は、この契約が解除された場合において、派遣の既履行部分があるときは、第11条中「派遣料金」とあるのは「既履行部分に係る派遣料金」と読み替えて、これらの規定を準用し、当該既履行部分に係る派遣料金を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する派遣の既履行部分に係る派遣料金は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わな

い場合には、甲が定め、乙に通知する。

(損害賠償)

第18条 甲が、第17条の7第1項の規定により契約を解除した場合又は乙に契約履行義務違反があり、甲に第17条の7第2項に規定する額を超える損害が生じた場合は、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとする。

2 前項に規定する損害賠償額は、甲・乙協議の上定めるものとする。

3 乙は、派遣労働者が派遣業務の遂行に伴い故意又は重大な過失により、甲に対し損害を与えたときは、その賠償責任は乙が負うものとする。

(賠償金等の徴収)

第19条 乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(派遣労働者の雇用の安定を図るための措置)

第20条 甲は、自己のやむを得ない事情により、契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うものとする。

2 甲及び乙は、契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

3 甲は、自己のやむを得ない事情により、契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも本契約の解除に伴い乙が当該派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないものとする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは、30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは、当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないものとする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずるものとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき割合についても十分に考慮するものとする。

4 甲は、契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにしなければならない。

(契約解除の制限)

第21条 甲は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、契約を解除することはできない。

(紛争の解決)

第22条 本契約の履行中に紛争が生じた場合は、甲・乙協議の上、円満解決を図るものとする。

2 前項により解決しないときは、岐阜地方裁判所にその調停を依頼し、その裁決に甲・乙双方従うものとする。

(補則)

第23条 本契約に定めのない事項及び契約上の疑義については、甲・乙協議の上解決するものとする。